

# 令和3年度滋賀県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

## 1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、上級免許状や特別支援学校教諭免許状等を取得するために必要な単位を修得させるとともに、併せて現職教職員の資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催

滋賀県教育委員会

## 3 期間

令和3年9月11日(土)から12月5日(日)

※各科目の日程については別紙開設科目一覧表掲載の各科目の日程を参照のこと。

## 4 会場

滋賀県庁新館7階大会議室、東館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

## 5 内容

別紙開設科目一覧表のとおり（国へ申請中のため、内容を変更する場合がある。）

## 6 受講資格

取得対象免許状の基礎資格または基礎免許状を有し、滋賀県内の学校（幼保連携型認定こども園を含む）に勤務する教員（期間の定めのある雇用（任用）である場合は、各科目の開講期間において現に雇用（任用）されていること）。

## 7 単位認定

単位は、**各科目1単位**とし、**講義時間数の4／5以上を受講し、かつ、試験その他による成績審査に合格した者**に授与する。

## 8 受講料

### 1科目930円

- ※ 滋賀県収入証紙により納付すること。**過不足がある場合は受け付けない。**
- ※ その他、科目によりテキスト代および教材費等がかかることがある。この場合の料金の徴収については別途通知する。
- ※ **収入証紙については、押印・割印をしないこと。**
- ※ **本人都合による欠席の場合も、受講料は返還されない**ので注意すること。

## 9 申込方法

- (1) 1人1科目ごとに、別紙様式1の受講申込書に所要事項を記入し、滋賀県収入証紙930円分を添付のうえ、所属長の承認を受けること。**（例年、所属長の承認印が漏れていることが多いので注意すること）**。所属長は、所属内の申込書を取りまとめ、滋賀県教育委員会事務局教職員課服務・免許係へ郵送で提出するとともに、別紙様式2の受講申込者一覧表をMicrosoft Excel形式（**拡張子は「.xlsx」に限る**）で作成し、滋賀県教育委員会事務局教職員課

(ma03@pref.shiga.lg.jp)あて電子メールにて提出すること。その際、メール件名を「【●●立●●学校】R3認定講習申込み」とすること。

- (2) 受講申込後の変更は認めない。
- (3) 受講についての許可・不許可の決定は、所属長を通じて通知する。
- (4) 《重要》単位の認定および「学力に関する証明書」の発行には、講座終了後2～3か月程度の期間を要するため、新たな免許状の授与をもって修了確認期限または有効期間の満了の日を延期・延長することを検討している場合はくれぐれも注意すること。また、延期・延長の申請が必要となる修了確認期限または有効期間満了の日から逆算して2か月前（令和4年1月31日時点）で「学力に関する証明書」が揃わない恐れがある場合は適宜、更新講習を受講すること。本講習の単位認定時期により、延期・延長申請ができない場合も県教育委員会は責任を負わないものとするので、それを理解した上で講習を申し込むこと（「学力に関する証明書」の発行を早めてほしい等の問合せには応じない。）。

## 10 申込期限

令和3年7月30日（金）【必着（消印不可）】

※ 期限に遅れたものは理由を問わず受け付けない。

## 11 その他

- (1) 認定講習の受講において、無断で欠席したり、円滑な実施を妨げるなど悪質な行為がみられる場合は、次年度以降に開催する認定講習への参加を不許可とすることがある。
- (2) 各講座とも申込者が定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
- (3) 各講座とも申込者が5名に満たないときは、廃講とする場合がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、講習当日において、発熱や倦怠感等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は講習への参加を見合わせる。また、講習中も手洗い・うがいや手指消毒、換気、黙食といった感染防止対策を徹底すること。
- (5) 当日の気象状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要のため、講習の実施を中止する場合がある。この場合、受講者に単位は授与されないが、受講料は返還しない。ただし、初日の講義開始前に中止を決定する場合は、この限りでない。なお、講義開始前に中止が決定された場合は、会場および県ホームページへ情報を掲示するので、確認すること。
- (6) 認定講習について、主催者として保険には加入しない。また、職務専念義務の免除により参加することとなり、公務災害の対象とはならないため、必要に応じて各個人で対処すること。
- (7) 来場に当たっては公共交通機関を利用すること。ただし、身体に障害がある等の配慮を必要とする者については、自家用車等での来校を許可するので、申込書の備考欄にその旨記入すること。許可なく自家用車等で来校した事実が認められた場合は、その者の受講許可を取り消すとともに次年度以降に開催する認定講習への参加を不許可とすることがある。
- (8) 身体の障害などにより会場において配慮を必要とする者(点訳や手話通訳等を必要とする場合を含む。)は、申込書の備考欄にその旨を明記すること。
- (9) その他必要事項については、受講決定通知の際に連絡する。